

平成23年度介護保険の概況

介護保険は助け合い

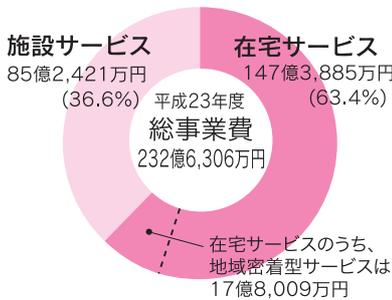
秋田市の要介護・要支援認定者の人数は今年3月末現在で1万7千114人。市の高齢者(65歳以上)人口が約7万9千人です。認定を受けているのは、ほぼ5人に1人です。

●介護保険課 ☎(866)2069



風船をうちわでポンッ！楽しく体を動かし元気な毎日！

①秋田市の介護サービスに使われたお金



昨年度、秋田市で介護サービスに使われたお金は約232億6千万円。平成22年度に比べて6.9%増え、介護保険制度が始まった平成12年度(約96億円)の約2.42倍です。在宅サービスの費用が全体の6割以上を占め、施設サービスを上回っています(左グラフ①②参照)。在宅サービスの中でもショートステイの利用が引き続き増えています。

の制度です。



明るい施設職員さんとの会話に笑顔がふれます(広面の「本道の街デイサービスセンター」)

お互いを支える

「助け合い」の制度

介護保険は、40歳以上の市民全員で保険料を負担し合います。現在は介護が必要ない人も、将来介護が必要になった時にいつでもサービスを受けられるようにつくられた「助け合い」の制度です。

介護サービスに要する費用は半分を国・県・市の公費(税金)で、残り半分を第一号被保険者(65歳以上)と第二号被保険者(40歳~64歳)の保険料で負担します(左上グラフ③参照)。第二号被保険者から納めていただいている保険料が約3割を占め、介護保険を運営していく大きな支えになっています。



介護サービス いろいろ

①介護用品

①紙おむつ ②尿取りパッド ③清拭剤 ④ドライシャンプー ⑤使い捨て手袋を月6千250円分まで現物支給します。支給を受けた月の前月7日までに申請してください。

対象：「要介護4か5で、介護保険料の所得段階が1~3段階の65歳以上のかた(市民税非課税の65歳未満のかたも)」を自宅で介護している家族

②介護慰労金

入院期間などを除き、1年間介護保険サービスを利用しなかった場合、年間10万円の慰労金を支給します。サービスを利用しなかった1年が過ぎた後、3か月以内に申請してください。

対象：「要介護4から市民税非課税世帯の65歳以上のかた」を自宅で介護している家族

介護保険課
 …①②は ☎(866)2407
 …③④は ☎(866)2069
 北部・西部・河辺・雄和の
 各市民サービスセンター

申請窓口

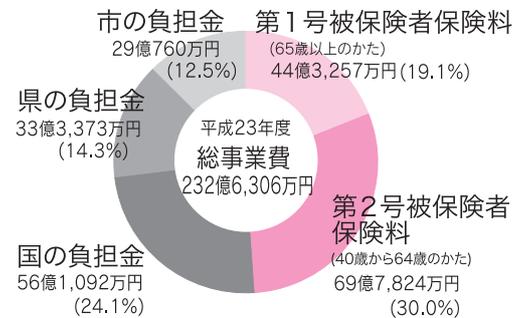


秋田市のおもな介護サービスの利用件数 (平成23年度)

サービスの種類	件数(前年比)	サービスのおもな内容
訪問介護	55,588 (+61)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、排せつなどの身体介護、調理・洗濯などの生活援助を行います
訪問入浴介護	2,381 (-126)	家庭を訪問して、入浴の介助を行います
通所介護 デイサービス	49,477 (-294)	デイサービスセンターに通所して、食事や入浴などができます
短期入所 ショートステイ	28,320 (+3,756)	特別養護老人ホームなどに短期間入所できます
福祉用具購入費	1,348 (+37)	排せつ、入浴に使う道具などの購入費を助成します
住宅改修費	1,131 (-7)	自宅への手すりなどの取り付けや段差解消などの改修費を支給します
地域密着型サービス		
小規模多機能型 居宅介護	5,144 (+388)	必要に応じて「通い」「訪問」「宿泊」を組み合わせ、食事・入浴などの介護や支援を受けることができます
認知症対応型 通所介護	2,023 (+84)	認知症の高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けることができます
認知症対応型 共同生活	3,049 (+2)	認知症の高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けることができます
施設サービス		
介護老人福祉施設	975 (+8)	特別養護老人ホームで日常生活のお世話、機能訓練、健康管理などを行います
介護老人保健施設	1,295 (-13)	老人保健施設で看護、医学的管理下での介護、機能訓練などを行います
介護療養型医療施設	2 (0)	病院、診療所の療養病床などの介護保険適用部分に入所し、療養上の管理、看護などを行います

*施設サービスの件数は1か月当たりの平均入所者数です。

③秋田市の介護サービス事業費の負担割合



②事業費の推移(過去3年)



あなたや家族の 保険料の納付方法は？

介護保険料の滞納が続くと、介護サービスを利用するとき、自己負担が本来の1割でなく3割になる場合があります。これは滞納がないかたとの負担の公平を図るためのルールですが、滞納したため3割負担になるかたが年々増えています。

保険料が特別徴収(年金から引き落とし)のかたでも次のような場合は一時的に普通徴収(金融機関などの窓口納付)になります。

- 年間の保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった
- 年度の途中で、65歳になった
- 他市町村から転入した：など

高齢のかたは納付方法が引き落としから窓口納付に変わったことに気付かず、納め忘れてしまふことがあります。ご家族も保険料の納付方法を確認しておきましょう。

◆口座振替のご利用を

窓口で納付しているかたには納付の手間が省け、納め忘れがない便利な口座振替をおすすめします。納入通知書、預貯金通帳と印鑑を持って金融機関の窓口でお申し込みいただけます。

③住宅改修費

現在住んでいる(住民票に書いてある)住宅に次の①～⑤の工事を行った場合、同一住宅(対象者)につき20万円を限度に改修費の9割を支給します。

工事：①手すりの取り付け②段差の解消③滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更④引き戸などへの扉の取り替え⑤洋式便器などへの便器の取り替え

対象：要介護(要支援)認定を受けているかた

*事前審査がありますので、工事前にケアマネジャーか介護保険課へご相談ください。

④特定福祉用具の購入費

市が県の指定を受けている福祉用具販売事業者から、①腰掛便座②特殊尿器③入浴補助用具④移動用リフトの吊り具の部分⑤自動排せつ処理装置の交換可能部品⑥簡易浴槽を購入した場合、年10万円を限度に、購入費の9割を支給します。

対象：要介護(要支援)認定を受けて在宅で生活しているかた
申請に必要なもの：購入した用具のパンフレットと領収書、特定福祉用具販売計画の写し(事業者から受け取ってください)